

◎佐賀県条例第17号

佐賀県介護保険法施行条例等の一部を改正する条例

(佐賀県介護保険法施行条例の一部改正)

第1条 佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料の還付)</p> <p>第21条 既納の手数料は、還付しない。ただし、<u>申込者又は申請者の責めによらないで当該手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(手数料の還付)</p> <p>第21条 既納の手数料は、還付しない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>申込者又は申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u></p>

(旅館業に関する条例の一部改正)

第2条 旅館業に関する条例（昭和33年佐賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、<u>申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</u></p>

(佐賀県公衆浴場に関する条例の一部改正)

第3条 佐賀県公衆浴場に関する条例（昭和41年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。<u>ただし、申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</u></p>

(興行場に関する条例の一部改正)

**第4条** 興行場に関する条例（昭和59年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 既納の手数料は、還付しない。<u>ただし、申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</u></p>

(化製場等に関する条例の一部改正)

**第5条** 化製場等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。<u>ただし、申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</u></p>

(理容師法施行条例の一部改正)

**第6条** 理容師法施行条例（平成11年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（手数料）</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>（手数料）</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。<u>ただし、申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</u></p>

（美容師法施行条例の一部改正）

**第7条** 美容師法施行条例（平成11年佐賀県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（手数料）</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>（手数料）</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。<u>ただし、申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</u></p>

（佐賀県クリーニング業法施行条例の一部改正）

**第8条** 佐賀県クリーニング業法施行条例（平成14年佐賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（手数料）</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 <u>既納の手数料は、還付しない。</u></p> <p>3 <u>第1項ただし書の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。</u></p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(手数料の減免)</p> <p><b>第4条</b> 知事は、災害その他の事由により必要があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(手数料の還付)</p> <p><b>第5条</b> 既納の手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 申請者又は申込者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</p> <p>(2) 災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</p>

(佐賀県と畜場に関する条例の一部改正)

**第9条** 佐賀県と畜場に関する条例（平成15年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置許可手数料等)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>(設置許可手数料等)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 既納の手数料は、還付しない。ただし、申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</p>

(佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部改正)

**第10条** 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成24年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料の還付)</p> <p><b>第20条</b> 既納の手数料は、還付しない。ただし、<u>申込者又は申請者</u></p>	<p>(手数料の還付)</p> <p><b>第20条</b> 既納の手数料は、還付しない。ただし、<u>次の各号のいずれ</u></p>

改正前	改正後
<p><u>の責めによらないで当該手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>かに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>申込者又は申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。